

函館市消防本部応急手当普及啓発活動の推進に関する実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、函館市救急業務規程（平成6年函館市消防本部訓令第1号）第34条の規定に基づく、住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及を図り、救命率の向上に資することを目的とする。

（応急手当の普及項目）

第2条 住民に対する応急手当の普及項目は、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）のほか、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止またはこれに近い状態に陥ったとき、呼吸および循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）および大出血時の止血法を中心とする。

（住民に対する普及講習の種類）

第3条 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2、別表1の3および別表2のとおりとする。

講習の種類		主 な 普 及 項 目
普通救命講習	I	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法
	II	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 （注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	III	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習		心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法

2 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫およびAED取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表3および別表3の2のとおりとする。

（修了証等の交付）

第4条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習または上級救命講習を

修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式 1，別記様式 1 の 2，別記様式 1 の 3 または別記様式 3 に定める修了証を交付するものとする。

- 2 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式 2，別記様式 2 の 2 または別記様式 2 の 3 に定める修了証を交付できるものとする。
- 3 消防長は、修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名および交付年月日等を別記様式 5 の普通救命講習修了者名簿または別記様式 5 の 2 の上級救命講習修了者名簿に記録しておかなければならない。なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。
- 4 消防長は、応急手当指導員や応急手当普及員（申請があった場合）が指導する救命入門コースに参加した者に対し、別記様式 4 に定める参加証を交付することができるものとする。

（応急手当指導員の認定等）

第 5 条 普通救命講習または上級救命講習の指導（住民の要請に応じて消防長が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれにあたるものとする。

- 2 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。

- (1) 次のアまたはイに該当する者で別表 4 に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者。ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去 1 年間に 30 時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。

ア 救急救命士または救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

- (2) 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識および技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）または消防職員であった者で別表 5 に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者
- (3) 応急手当普及員の資格を有する者で別表 6 に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者
- (4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると消防長が認める者

（応急手当指導員の養成）

第 6 条 消防長は、応急手当指導員の養成に努めるものとし、応急手当指導員養成講習を実施したときは、修了した者の氏名および受講年月日等を別記様式 6 の応急手当指導員講習修了者名簿に記録しておかなければならない。

- 2 消防長は、応急手当指導員養成講習を実施したときは、当該講習の修了者が所属する消防本部（修了者が消防職員以外の者であるときは、当該修了者の住所地在管轄する消防本部）の消防長に対して、当該講習を修了した旨を通知するもの

とする。

- 3 応急手当指導員養成講習の講師については、救急救命士または応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものをあてるものとする。

(応急手当指導員の認定証の交付)

第7条 消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式7の応急手当指導員名簿に登録したのち、別記様式8に定める認定証を交付するものとする。
なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当指導員の資格の有効期限)

第8条 応急手当指導員の認定については、資格認定日（資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日）から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表7に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(応急手当普及員の認定等)

第9条 事業所または防災組織等における当該事業所の従業員または防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導については、応急手当普及員がこれにあたるものとする。

- 2 応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

(1) 別表8に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者で別表9に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者。ただし、アまたはイに該当する者で、過去2年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習Ⅱを免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(3) 応急手当の普及業務に関し、前2号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると消防長が認める者

(4) 現に教職員にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を確保するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする。

(応急手当普及員の養成)

第10条 消防長は、応急手当普及員の養成に努めるものとする。

- 2 応急手当普及員講習の講師は、第6条第3項の規定を準用するものとする。

(応急手当普及員の認定証の交付)

第11条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式9の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式10に定める認定証を交付するものとする。
なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当普及員の資格の有効期限)

第12条 応急手当普及員の認定については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表10に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(他の地域で取得した者の扱いについて)

第13条 消防長は、他の地域で応急手当普及員または応急手当指導員の認定を受けた者について、当該認定を受けた講習が、この実施要綱に定めるものと同様以上の講習であるときは、函館市消防本部が認定したものとみなすことができる。

(認定の取り消し)

第14条 消防長は、応急手当指導員および応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

(応急手当指導員等の責務)

第15条 応急手当指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術および指導方法等について常に研さんに努めるものとする。

2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持および救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導ができるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

3 消防長は、事業所または防災組織等の応急手当普及員に対し、講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

(普及啓発資器材の整備および事業所等との連携)

第16条 消防長は、応急手当の普及啓発活動に必要な資器材の計画的な整備に努めるものとする。

2 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している事業所または防災組織等との連携協力に努めるものとする。

(感染防止上の配慮)

第17条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うものとする。

また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

(応急手当実施者の救命行動に影響し得る障壁等への対応)

第18条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当実施の障害となる不安を取り除くための情報を提供し、応急手当実施時に心的ストレスが発生する可能性があることについても指導を行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

普 通 救 命 講 習 I

1 到達目標	(1) 心肺蘇生法（主に成人を対象）を，救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器（A E D）について理解し，正しく使用できる。 (3) 異物除去法および大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	(1) 講習は，実習を主体とする。 (2) 1 クラスの受講者数は，30名程度とする。 (3) 訓練用資器材一式に対し受講者は5名程度とする。 (4) 指導者1名に対し受講者は10名程度とする。

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認，通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	A E Dの使用法	A E Dの使用法	A E Dの使用法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
	異物除去法	異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
止血法			直接圧迫止血法	
合 計 時 間				180

備 考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 普及時間を分割した講習を可能とする。 3 座学部分については，eラーニングや，オンラインによる双方向のL I V E講習（以下「オンライン講習」という。）の活用を可能とする。 eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合，概ね1か月以内に，対面による実技講習等（120分）を受講することで，修了証を交付することができる。 4 訓練用資器材を充実させることによって，受講者一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば，講習時間を短縮することを可能とする。
-----	---

別表 1 の 2

普 通 救 命 講 習 II

1 到達目標	(1) 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器（A E D）について理解し、正しく使用できる。 (3) 異物除去法および大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	(1) 講習は、実習を主体とする。 (2) 1 クラスの受講者数は、30名程度とする。 (3) 訓練用資器材一式に対し受講者は5名程度とする。 (4) 指導者1名に対し受講者は10名程度とする。

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	1 5
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認，通報	1 6 5
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方 法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
止血法		直接圧迫止血法		
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	6 0	
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価		
合 計 時 間				2 4 0

備 考	1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。 2 普通救命講習Ⅱで行う筆記試験および実技試験については、客観的評価を行い、原則として80パーセント以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3 2年から3年間隔で定期的な再講習を行うこと。 4 普及時間を分割した講習を可能とする。 5 座学部分については、eラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね1か月以内に、対面による実技講習等（120分）を受講することで、修了証を交付することができる。 6 訓練用資器材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。
-----	---

別表 1 の 3

普 通 救 命 講 習 III

1 到達目標	(1) 心肺蘇生法（主に小児，乳児，新生児を対象）を，救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器（A E D）について理解し，正しく使用できる。 (3) 異物除去法および大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	(1) 講習は，実習を主体とする。 (2) 1 クラスの受講者数は，30名程度とする。 (3) 訓練用資器材一式に対し受講者は5名程度とする。 (4) 指導者1名に対し受講者は10名程度とする。

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	1 5
救命に必要な応急手当 （主に小児，乳児，新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認，通報	1 6 5
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法	A E Dの使用方 法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法		
合 計			時 間	1 8 0

備 考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 普及時間を分割した講習を可能とする。 3 座学部分については，eラーニングや，オンライン講習の活用を可能とする。 eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合，概ね1か月以内に，対面による実技講習等（120分）を受講することで，修了証を交付することができる。 4 訓練用資器材を充実させることによって，受講者一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば，講習時間を短縮することを可能とする。
-----	--

別表 2

上 級 救 命 講 習

1 到達目標	(1) 心肺蘇生法を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 (3) 異物除去法および大出血時の止血法を実施できる。 (4) 傷病者管理法，副子固定法，熱傷の手当，搬送法等を習得する。
2 標準的な実施要領	(1) 講習は，実習を主体とする。 (2) １クラスの受講者数は，３０名程度とする。 (3) 訓練用資器材一式に対し受講者は５名程度とする。 (4) 指導者１名に対し受講者は１０名程度とする。

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	1 5
救命に必要な応急手当 （成人，小児，乳児，新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認，通報	2 8 5
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用法（成人に対する方法）	A E Dの使用法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
	異物除去法	異物除去要領		
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法	6 0	
心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)		知識の確認		
心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)		シナリオを使用した実技の評価		
その他の応急手当	傷病者管理法 手当の要領		保温法	1 2 0
			体位管理（回復体位とショック時の対応）	
			包帯法（三角巾等）	
			副子固定法	
			熱傷の手当	
			熱中症への対応（予防を含む）	
			その他の手当（用手による頸椎保護，すり傷・切り傷，気管支喘息，痙攣，低血糖，失神，アナフィラキシー，歯の損傷，毒物，溺水への対応等）	
	搬送法		搬送の方法（徒手搬送，毛布を使った搬送法複数名で搬送する方法）	
			担架搬送法（担架搬送の基本事項）	
応急担架作成法				
合 計 時 間				4 8 0

備 考	1 上級救命講習は，業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし，この場合，２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 筆記試験および実技試験については，客観的評価を行い，原則として８０パーセ
-----	--

	ント以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3 普及時間を分割した講習を可能とする。 4 座学部分については、eラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね1か月以内に、対面による実技講習等（420分）を受講することで、修了証を交付することができる。 （座学講習について、その他の応急手当等を含めた120分相当とする場合は、対面による実技講習等は360分とする。） 5 訓練用資器材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資器材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。
--	--

別表 3

救命入門コース（90分コース）

1 到達目標	(1) 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	(1) 講習は，実習を主体とする。 (2) 訓練用資器材一式に対し受講者は5名程度とする。 (3) 指導者1名に対し受講者は10名程度とする。

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技および呈示）	反応の確認，通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領（呈示または体験）	
			口対口人工呼吸要領（呈示または体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
	AEDの使用法		AEDの使用法（口頭またはビデオ等）	
			AEDの実技要領	

備 考	1 普及時間を分割した講習を可能とする。
-----	----------------------

別表 3 の 2

救命入門コース（45分コース）

1 到達目標	(1) 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 (2) 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	(1) 講習は，実習を主体とする。 (2) 訓練用資器材一式に対し受講者は5名程度とする。 (3) 指導者1名に対し受講者は10名程度とする。

項 目			細 目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生(実技)	反応の確認，通報	
			胸骨圧迫要領	
		AEDの使用法	AEDの使用法（口頭またはビデオ等）	
			AEDの実技要領	

別表 4

応 急 手 当 指 導 員 講 習 I

項 目		時間(分)	
指導要領	指導技法	6 0	4 3 5
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験），心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	2 4 0	
	その他の応急手当の指導要領	9 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	4 5	
	効果測定・指導内容に関する質疑への対応		
合 計 時 間		4 8 0	

(注)

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表 5

応 急 手 当 指 導 員 講 習 II

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	6 0	4 8 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	2 4 0	
	その他の応急手当の基礎実技	1 8 0	
指導要領	基礎医学・資器材の取扱い要領・指導技法	2 4 0	8 4 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験），心肺 蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含 む〕	3 0 0	
	その他の応急手当の指導要領	1 8 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0	
	効果測定・指導内容に関する質疑への対応	1 2 0	
合 計 時 間		1, 4 4 0	

(注)

- 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表 6

応 急 手 当 指 導 員 講 習 Ⅲ

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	6 0	1 8 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	6 0	
	その他の応急手当の基礎実技	6 0	
指導要領	基礎医学・資器材の取扱い要領・指導技法	6 0	6 6 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）， 心肺 蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含 む 〕	3 0 0	
	その他の応急手当の指導要領	1 8 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0	
	効果測定・指導内容に関する質疑への対応	1 2 0	
合 計 時 間		9 6 0	

(注)

- 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表 7

応 急 手 当 指 導 員 再 講 習

項 目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	1 2 0
その他の応急手当の指導要領	1 2 0
合 計 時 間	2 4 0

備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	--

(注)

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表 8

応 急 手 当 普 及 員 講 習 I

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	1 2 0	5 4 0
	救命に必要な応急手当の基礎実技	2 4 0	
	その他の応急手当の基礎実技	1 8 0	
指導要領	基礎医学・資器材の取扱い要領・指導技法	3 0 0	7 8 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験），心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	3 6 0	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	1 2 0	
	効果測定・指導内容に関する質疑への対応		
合 計 時 間		1 , 4 4 0	

(注)

- 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表 9

応 急 手 当 普 及 員 講 習 II

項 目		時間(分)
指導要領	指導技法	6 0
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	1 8 0
合 計 時 間		2 4 0

(注)

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 2 指導要領には、感染防止および効果測定を含むものである。

別表10

応 急 手 当 普 及 員 再 講 習

項 目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	1 8 0
合 計 時 間	1 8 0

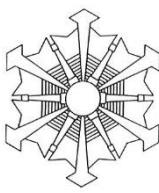
備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	--

(注)

- 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

別記様式 1 普通救命講習Ⅰ修了証の様式

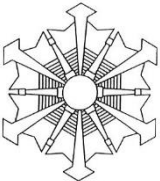
第		号
普 通 救 命 講 習 修 了 証		
氏 名		
上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有することを認定します。		
年	月	日
函 館 市 消 防 長		印

					
普 通 救 命 講 習 修 了 証					
函 館 市 消 防 本 部					
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）					
・ ・ ・ 受講		印	・ ・ ・ 受講		印

認定証の大きさは、縦54mm横86mmとする。

別記様式 1 の 2 普通救命講習Ⅱ修了証の様式

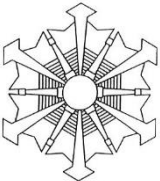
第		号
普 通 救 命 講 習 修 了 証		
氏 名		
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。		
年	月	日
函 館 市 消 防 長		印

					
普 通 救 命 講 習 修 了 証					
函 館 市 消 防 本 部					
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）					
. . . 受講		印	. . . 受講		印

認定証の大きさは、縦 5 4 mm横 8 6 mmとする。

別記様式 1 の 3 普通救命講習Ⅲ修了証の様式

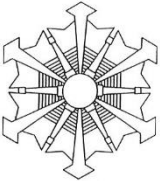
第	号
普 通 救 命 講 習 修 了 証	
氏 名	
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定 します。	
年 月 日	
函 館 市 消 防 長	
印	

			
普 通 救 命 講 習 修 了 証			
函 館 市 消 防 本 部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、 2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
・ ・ ・ 受講	印	・ ・ ・ 受講	印

認定証の大きさは、縦 54mm 横 86mm とする。

別記様式2 応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅰ修了証の様式

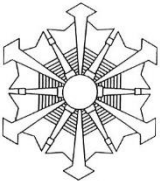
第		号	
普 通 救 命 講 習 修 了 証			
氏 名			
上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	
函 館 市 消 防 長			印
講習指導担当者			
応急手当普及員 氏 名			

					
普 通 救 命 講 習 修 了 証					
函 館 市 消 防 本 部					
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）					
・ ・ ・ 受講		印	・ ・ ・ 受講		印

認定証の大きさは、縦54mm横86mmとする。

別記様式 2 の 2 応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅱ修了証の様式

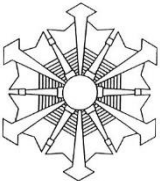
第		号	
普 通 救 命 講 習 修 了 証			
氏 名			
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	
函 館 市 消 防 長			印
講習指導担当者			
応急手当普及員 氏 名			

					
普 通 救 命 講 習 修 了 証					
函 館 市 消 防 本 部					
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）					
・ ・ ・ 受講		印	・ ・ ・ 受講		印

認定証の大きさは、縦 5 4 mm横 8 6 mmとする。

別記様式 2 の 3 応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅲ修了証の様式

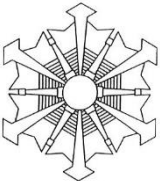
第		号	
普 通 救 命 講 習 修 了 証			
氏 名			
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。			
年	月	日	
函 館 市 消 防 長			印
講習指導担当者			
応急手当普及員 氏 名			

					
普 通 救 命 講 習 修 了 証					
函 館 市 消 防 本 部					
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）					
. . . 受講		印	. . . 受講		印

認定証の大きさは、縦 5 4 mm横 8 6 mmとする。

別記様式3 上級救命講習修了証の様式

第		号
上 級 救 命 講 習 修 了 証		
氏 名		
上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。		
年	月	日
函 館 市 消 防 長		印

					
上 級 救 命 講 習 修 了 証					
函 館 市 消 防 本 部					
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）					
. . . 受講		印	. . . 受講		印

認定証の大きさは、縦54mm横86mmとする。

別記様式4 救命入門コースの参加証様式

救命入門コース参加証

氏 名

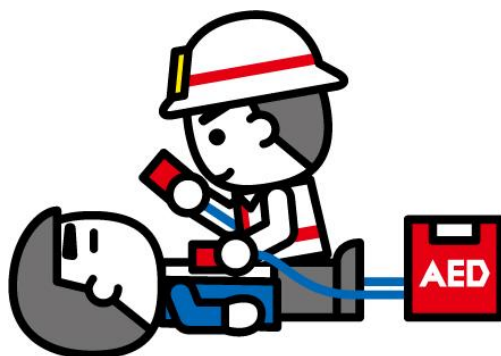
上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。

年 月 日

※次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！

函 館 市 消 防 本 部

救命入門コース参加証



認定証の大きさは、縦54mm横86mmとする。

別記様式 5

普 通 救 命 講 習 修 了 者 名 簿

受講番号	氏 名	所 属 (個人の場合は「個人」)	住 所 (市内・市外の別)	年齢 (歳)	修了証 交付年月日	講 習 受講年月日	備 考

この名簿は、普通救命講習修了証を交付する都度記録すること。

別記様式5の2

上 級 救 命 講 習 修 了 者 名 簿

受講番号	氏 名	所 属 (個人の場合は「個人」)	住 所 (市内・市外の別)	年齢 (歳)	修了証 交付年月日	講 習 受講年月日	備 考

この名簿は、上級救命講習修了証を交付する都度記録すること。

別記様式 6

応 急 手 当 指 導 員 講 習 修 了 者 名 簿

番号	氏 名	職(団)員・ 非職(団)員 の別	職(団)員は階級等・ 職(団)員以外は住所	生年月日	資格基準 講習種別	指導員講 習受講日	再 講 習 年 月 日	備 考

- 1 この名簿は、応急手当指導員講習を実施した都度記録すること。
- 2 「資格基準講習種別」は第5条第2項の該当する資格要件の号の番号を記載すること。
- 3 「備考」欄は、講習修了者の通知先消防本部名その他必要なことを記載すること。

別記様式 7

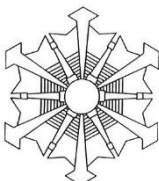
応 急 手 当 指 導 員 名 簿

番号	氏 名	職(団)員・ 非職(団)員 の別	職(団)員は階級等・ 職(団)員以外は住所	生年月日	認定番号	認定証交 付年月日	資格基準 講習種別	指導員講 習受講日	再 交 付 年 月 日	再 講 習 年 月 日	備 考

- 1 この名簿は、応急手当指導員を認定する都度記録すること。
- 2 「資格基準講習種別」は第5条第2項の該当する資格要件の号の番号を記載すること。
- 3 「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式8 応急手当指導員認定証の様式
(消防職(団)員以外の者用)

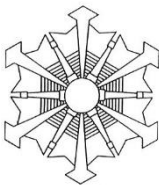
第		号
応 急 手 当 指 導 員 認 定 証		
氏 名		
上記の者を応急手当指導員として認定します。		
年	月	日
函 館 市 消 防 長		印
本証は、発行日から3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。		

					
応 急 手 当 指 導 員 認 定 証					
函 館 市 消 防 本 部					
再 講 習 受 講 の 記 録					
. . . 受講		印	. . . 受講		印

認定証の大きさは、縦54mm横86mmとする。

別記様式8 応急手当指導員認定証の様式
(消防職(団)員用)

第	号
応 急 手 当 指 導 員 認 定 証	
氏 名	
上記の者を応急手当指導員として認定します。	
年	月 日
函 館 市 消 防 長	印


応 急 手 当 指 導 員 認 定 証
函 館 市 消 防 本 部

認定証の大きさは、縦54mm横86mmとする。

別記様式 9

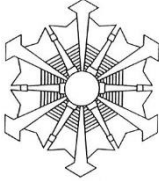
応 急 手 当 普 及 員 名 簿

番号	氏 名	職(団)員・ 非職(団)員 の別	職(団)員は階級等・ 職(団)員以外は住所	生年月日	認定番号	認定証交 付年月日	資格基準 講習種別	普及員講 習受講日	再 交 付 年 月 日	再 講 習 年 月 日	備 考

- 1 この名簿は、応急手当普及員を認定する都度記録すること。
- 2 「資格基準講習種別」は第9条第2項の該当する資格要件の号の番号を記載すること。
- 3 「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式10 応急手当普及員認定証の様式

第		号	
応 急 手 当 普 及 員 認 定 証			
氏 名			
上記の者を応急手当普及員として認定します。			
年 月 日			
函 館 市 消 防 長		印	
本証は、発行日から3年間有効です。			
ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。			

					
応 急 手 当 普 及 員 認 定 証					
函 館 市 消 防 本 部					
再 講 習 受 講 の 記 録					
. . . 受講		印	. . . 受講		印

認定証の大きさは、縦54mm横86mmとする。